

令和6年度後期高齢者医療保険料について

■保険料率(年額)

区分	令和6・7年度 保険料率
被保険者均等割額	48,604円
所得割率	9.56%
年間保険料上限額	80万円

■年間保険料の計算方法

年間保険料	=	均等割額 ※1 48,604円	+	所得割額 (総所得金額等 ※2 - 43万円 ※3) × 9.56%
--------------	---	---------------------------	---	--

※1 世帯の所得に応じた軽減制度等があります。(次頁参照)

※2 総所得金額等は前年中の公的年金所得、給与所得、事業所得、山林所得、その他所得、分離所得の合計です。

※3 合計所得金額が2,400万円以下の場合、基礎控除額の43万円を差し引きます。

【賦課限度額の激変緩和措置について】

次に該当する方の年間保険料上限額は73万円(ただし、令和6年度に限る)

- ・令和6年3月31日以前から後期高齢者医療の被保険者であった方もしくは、障害認定により、被保険者となった方。

(令和6年4月1日以降に75歳に到達し、その後広域連合をまたぐ転居を行った場合は対象外)

【所得割の激変緩和措置について】

次に該当する方の所得割率は8.84%(ただし、令和6年度に限る)

- ・旧ただし書き所得(総所得金額等 - 43万円)が58万円以下の方

■世帯の所得に応じた均等割額の軽減(令和6年度)

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額) ※4	均等割額の 軽減割合
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下 ※5	7割
43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下 ※5	5割
43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下 ※5	2割

※4 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で15万円を控除します。また、事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。

※5 年金・給与所得者の数とは、次の(1)または(2)に該当する世帯主および世帯の被保険者の人数です。

- (1) 公的年金等収入が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方
- (2) 給与収入が55万円を超える方

【後期高齢者医療制度加入前日に職場の健康保険等の被扶養者であった人への軽減】

- ・ 所得割額…負担なし(かかりません)
- ・ 均等割額…制度加入後2年間5割軽減

甲賀市後期高齢者医療 ジェネリック医薬品効果額資料

令和6年3月定例会 厚生文教常任委員会 資料
 関連議案番号: 議案第3号
 所管課名 : 市民環境部保険年金課

【調査内容】

令和4年7月診療分の中で、ジェネリック医薬品を利用しなかった被保険者(756名)に対し、ジェネリック医薬品への切り替えを促す通知(送付対象: 1調剤・1レセプトあたり効果額80円以上)を令和4年10月に発送し、その後のジェネリック医薬品に切り替えた被保険者を調査。

審査年月別切替人数(のべ人数) ※()内は審査月 (単位:人)

	令和4年11月 (令和4年12月)	令和4年12月 (令和5年1月)	令和5年1月 (令和5年2月)	令和5年2月 (令和5年3月)	令和5年3月 (令和5年4月)	令和5年4月 (令和5年5月)	総計
累積変更人数	40	48	58	60	65	74	345

審査年月別効果額 ※()内は審査月 (単位:円)

	令和4年11月 (令和4年12月)	令和4年12月 (令和5年1月)	令和5年1月 (令和5年2月)	令和5年2月 (令和5年3月)	令和5年3月 (令和5年4月)	令和5年4月 (令和5年5月)	効果額総計
保険者負担相当額	64,349	80,131	78,745	63,835	76,647	93,159	456,866
被保険者負担相当額	8,987	11,069	12,077	9,586	11,132	13,910	66,761
計	73,336	91,200	90,822	73,421	87,779	107,069	523,627